

災害配慮基準に係る区域の確認方法

令和4年1月 建築指導係作成

| エリア | 区域 | 確認方法 |
|-------------------|---|--|
| 【 原則認定不可 】 | (1)地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項) | ○国交省オープンデータ活用 ○各地域管内図による確認 ○各担当部局に問い合わせ |
| | (2) 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項) | |
| | (3) 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項) | ○国交省オープンデータ活用 ○各地域管内図による確認 ○各担当部局に問い合わせ ○土木部砂防課ホームページ http://www.sabou-niigata.jp/dosyahou/ |
| | (4) 災害危険区域 (建築基準法第39条第1項) | (条例第6条第1項第1号関係) ○建築住宅課ホームページ https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356851351619.html (条例第6条第1項第2号関係) ※ (2) の区域の確認方法と同様 |